17文科初第1177号 平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 殿 附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長 銭 谷 眞 美

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部改正等について (通知)

このたび、別添1のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第22号)」(以下「改正規則」という。)が、平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。また、別添2のとおり「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件(平成18年文部科学省告示第54号)」(以下「改正告示」という。)が、平成18年3月31日に告示され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、 十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に

対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

(1) 平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査においては、小学校及び中学校の通常の学級において、学習障害(以下「LD」という。)・注意 欠陥多動性障害(以下「ADHD」という。)・等により学習や行動の面で 特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割合で在籍している可能性が示されている。こうした状況を踏まえ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍しているLD又はADHDの児童生徒であって、一部特別な指導を必要とする者については、適切な指導及び支援の充実を図るため、改正規則による改正前の学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(以下「旧規則」という。)第73条の21に基づく特別の指導(以下「通級による指導」という。)を実施することができることとする必要があること。

あわせて、旧規則第73条の21第2号に規定する情緒障害者については、その障害の原因及び指導法が異なるものが含まれていることから、この分類を見直す必要があること。

(2) 障害のある児童生徒の状態に応じた指導の一層の充実を図り、障害の多様化に適切に対応するため、通級による指導を行う際の授業時数の標準を 弾力化するとともに、LD又はADHDの児童生徒に対して通級による指 導を行う際の授業時数の標準を設定する必要があること。

第2 改正の内容

- (1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部改正
 - ① 通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとすること。(改正規則による改正後の学校教

育法施行規則(以下「新規則」という。)第73条の21第6号及び 第7号関係)

- ② 旧規則第73条の21第2号に規定される情緒障害者については、「障害のある児童生徒の就学について」(平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知)において「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」に該当する者を対象としてきたところである。しかし、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一に該当する者を「自閉症者」とし、上記二に該当する者を「情緒障害者」として分類を見直すこと。(新規則第73条の21第2号及び第3号関係)
- ③ ①及び②の改正に伴い、旧規則第73条の21各号の規定を整備する こと。(新規則第73条の21第4号、第5号及び第8号関係)
- (2) 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部省告示第7号)の一部改正

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導のそれぞれについて授業時数の標準を定めているところであるが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。(改正告示による改正後の学校教育法施行規則第7

3条の21の規定による特別の教育課程について定める件2関係)

第3 留意事項

- (1) 児童生徒が新規則における通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。
- (2) 通級による指導においては、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこととする位置づけについては、変更がないこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課企画調査係 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

電 話:03-5253-4111 (代表) 内線2433

FAX: 03-6734-3737

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

17文科初第1178号 平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 殿 附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長 銭 谷 眞 美

(印影印刷)

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導(以下「通級による指導」という。)の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号初等中等教育局長通知)をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、**遺漏**のないようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教

育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

学校教育法施行規則第73条の21の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」(平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等局長通知)(以下「291号通知」という。)に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291号通知においてその障害の程度を「一自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の(1)の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の(2)のとおりであること。

なお、291号通知の記の第1の2のbの(1)の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の(1)の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

工 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、 社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必 要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

- ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291 号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導す ることとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応 じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指 導することができること。
- イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による 指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮

やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課企画調査係 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

電 話:03-5253-4111 (代表) 内線2433

FAX: 03-6734-3737

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

25 文科初第 756 号 平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 者 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長 前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成 24 年 7 月)」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号)をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお,「障害のある児童生徒の就学について(通知)」(平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科 初第 291 号) は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

- 第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定
 - 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方
 - (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては,障害のある児童生徒等が, その年齢及び能力に応じ,かつ,その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育 を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は,乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学,認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて,障害のある児童生徒等及びその保護者に対し,就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の2に基づく意見の 聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うも のとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない こと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者,聴覚障害者,知的障害者,肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で,その障害が,学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち,市町村の教育委員会が,その者の障害の状態,その者の教育上必要な支援の内容,地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して,特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として,適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知 的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことか ら、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、 検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意す ること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的隨害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査, コミュニケーション, 日常生活, 社会生活等に関する適応機能の状態についての調査, 本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

工 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのでなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者(身体虚弱者を含む。)

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1)特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による 観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合 的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営む のに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難が ある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

工 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

才 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂,構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者,吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者,話す,聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者,その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で,その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困 難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア〜オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

・障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂,構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者,吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者,話す,聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者,その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で,通常の学級での学習におおむね参加でき,

一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一 部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

工 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字,図形等の視覚による認識が困難な程度 の者で,通常の学級での学習におおむね参加でき,一部特別な指導を必要とする もの

才 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で,通常 の学級での学習におおむね参加でき,一部特別な指導を必要とするもの

力 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推 論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別 な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力,又は衝動性・多動性が認められ,社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので,一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者,病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は, 以下の通りであること。

- ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき,通級による指導における特別の教育課程の編成,授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導 要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指 導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級によ る指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指 導の記録を作成すること。
- ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒 の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している 学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行っ たりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一 の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専 門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該 当する児童生徒を指導することができること。
- オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無 のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、 就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的に実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会(仮称)

現在,多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、 早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」(仮 称)といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話: 03-5253-4111 (內線) 3193

FAX: 03-6734-3737

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

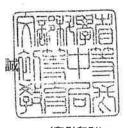


28文科初第1038号 平成28年12月9日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 格 節 原 果 知 事高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 附属高等学校を置く各国立大学法人学長 附属特別支援学校高等部を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長 藤 原



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年文部科学省令第34号)【別添1】及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成28年文部科学省告示第176号) 【別添2】が、平成28年12月9日に公布され、平成30年4月1日から施行することとされました。

改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上 遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

Ⅰ 改正の趣旨

今回の制度改正は、平成28年3月の高等学校における特別支援教育の推進に関す る調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方 策について(報告)」(平成28年3月 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議)(以下「協力者会議報告」という。)を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導」(大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態)を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものである。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部(必履修教科・科目等を除く。)に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における 障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、 障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導 として行うものであるとの趣旨を明確化するため、改正を行うものである。

Ⅱ 改正の概要

第1 高等学校における通級による指導の制度化

- 1 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)の一 部改正
- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条(第108条第2項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。(規則第140条関係)
- (2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。(いわゆる「他校通級」)(規則第141条関係)
- 2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件 (平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という。)の一部改正

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1) に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとすること。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)第1章第3款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとすること。(本文関係)

(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に 係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位 数を当該生徒の在学する高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を 認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとすること。(3関係)

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に 応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服 することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて 各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとすること。(1関係)

Ⅲ 留意事項

- 第1 高等学校における通級による指導の制度化関係
 - 1 単位認定・学習評価等について
 - (1) 改正後の規則第140条の規定により特別の教育課程を編成し、障害による 学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導(特別支援学校における自立活動に相当する指導)を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

また、現在、高等学校学習指導要領の改訂について中央教育審議会で審議がなされているが、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて(報告)」(平成28年8月26日教育課程部会)別紙6における記述をふまえ、高等学校学習指導要領の改訂(平成29年度末を予定)等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて

対応いただきたいこと。

- 高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとすること。
- ・ 生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年 次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とす ることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度に おける授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間(35単位時間) に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の 年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。 また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。
- (2) 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮すること。
- (3) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1(学籍に関する記録)裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。

2 実施形態について

- (1) 通級による指導の実施形態としては、①生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。
- (2) 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施すること。
- (3) 他校通級の生徒を受け入れる学校にあっては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該

生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、 当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級にお ける当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況 について評価すること。

(4)他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行うこと。

3 担当する教員について

- (1) 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいこと。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級(他校通級の場合にあっては、在籍している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること。
- (4) 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会に おいて実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修につい て、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の拡充 や研修内容の充実に努めること。また、高等学校と特別支援学校の間で教員 の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有効であること。

4 実施に当たっての手続き等について

(1) 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報告に示された、①学校説明会における説明、②生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、③生徒と保護者に対するガイダンス、④校内委員会等におけ

る検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒や保護者との合意形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施すること。

- (2) 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行うこと。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長通知)【別添3】を参照されたい。
- 5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・引継ぎ等について
- (1)対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための 仕組み作りが必要であることから、市区町村教育委員会においては、保護者 の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教 育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在 籍時における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進す るなどの体制の構築に努めること。なお、学習指導要領の改訂についての中 央教育審議会における審議においては、通級による指導を受ける児童生徒及 び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに 応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計 画」や「個別の指導計画」を全員作成する方向で議論されていることを踏ま えること。
- (2) 高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること。

6 その他

- (1) 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めること。
- (2) 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること。

- (3) 都道府県教育委員会(市区町村立の高等学校がある地域においては、当該 市区町村の教育委員会を含む。)においては、専門家チームや教育支援委員 会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等 の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第74条に基づく特別支援学 校のセンター的機能の強化等により、高等学校への支援体制の強化に努める こと。
- (4) 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障 害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法 の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かり やすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教 員が理解し、指導力の向上に努めること。

第2 告示1ただし書きの改正の趣旨について

改正前のただし書きは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服す る」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害 の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であること を明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導 など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されるこ とのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。

したがって、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教 **育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要であり、** 各設置者においては、各学校が通級による指導を教科等の内容を取扱いながら指 導を行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する 目的で行われるよう周知及び指導を徹底すること。

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係 磯谷、内田 電話 03-5253-4111 (内線3193)

30 文科初第756号 平成30年8月27日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国公立大学法人の長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長 髙 橋 道



学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第27号)が、平成30年8月27日に公布され、同日施行されました(別添参照)。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、 適切に御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と

福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年3月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を改正し、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校(義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導(以下単に「通級による指導」という。)が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体(以下「関係機関等」という。)と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画(学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。)を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとすること。(新第134条の2関係)
- 2 1の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。(新第 139 条の 2、新第 141 条の 2 関係)
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育 支援計画については、新第134条の2、新第139条の2又は新第141条の2の規 定により作成されたものとみなすこと。(附則第2項関係)

第3 留意事項

- 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方
- (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、 一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
- (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。

(3)各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

2 個別の教育支援計画の作成

- (1) 作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、 作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこ と。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1)「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童 発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を 行う者(指定障害児通所支援事業者等)、保健所、就労支援機関等の支援機関が 考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に 実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定する こと。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」(平成27年4月14日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡)をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」(平成27年4月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。)も参考とすること。

- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算(関係機関連携加算)が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」(平成24年4月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡)にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報が漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が 適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」(平成30年4月3日付け29文科初第1779号文部科学省初等中等教育局長通知)において示した参考様式を活用することも有効であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係 TEL:03-5253-4111 (內線 3193)

事 務 連 絡 令和2年4月17日

各都道府県·指定都市教育委員会 義務教育諸学校教職員定数担当課 特別支援教育担当課 外国人児童生徒等日本語指導担当課

御中

文部科学省初等中等教育局財務課 特別支援教育課 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習·安全課

平成 29 年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」 及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について

平成 29 年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という。)の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項等については、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」(平成29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1854 号文部科学事務次官通知、以下単に「通知」という。)において示しているところですが、その取扱いに関して、不十分な点が散見されることから、改めて下記のとおり、算定上の留意事項を示しますので十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう取扱い願います。

記

1. 通知におけるいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の 算定に係る制度改正の内容及び留意事項(抜粋)

通知における「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る制度改正の内容及び留意事項のうち主なものは、以下のとおりですので改めて御確認願います。

- 第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正(改正法第1条)、 同法施行令の一部改正(改正令第1条)及び大臣の定めの一部改正
 - 1 改正の概要
 - ① 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の 数の標準の改正
 - イ 障害に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒(特別支

援学級の児童又は生徒を除く。) 13人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。(義務標準法新第7条第1項第5号関係)

政令で定める特別の指導については、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる指導であって、平成5年文部省告示第7号(学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件)で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとすること。(「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和33年政令第202号)」(以下「義務標準法施行令」という。)新第2条第1項関係及び大臣の定め記2)

ウ 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒18人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。(義務標準法新第7条第1項第6号関係)

政令で定める特別の指導については、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であって、平成26年文部科学省告示第1号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとすること。(義務標準法施行令新第2条第2項関係及び大臣の定め記3)

- ② 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等の数の標準の改正
 - ア 日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童及び生徒18人につき1人の教員を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第11条第1項第5号)

政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる学習上又は生活上の困難を克服するために日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる指導であって、平成26年文部科学省告示第1号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとすること。(義務標準法施行令新第6条関係及び大臣の定め記5)

2 留意事項

- ③ 今回の改正により教頭及び教諭等の数の算定の基礎に加えられる1①イ及びウの指導の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 地域全体で必要な指導を実施することができるよう、複数の学校の兼務発令や行政区を越える兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。
 - イ いわゆる「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの指導形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な指導形態を選択すること。なお、1①イ及びウの算定基準による教頭及び教諭等の数の算定は、児童生徒の在籍校の設置者に応じて都道府県又は指定都市ごとに行われるものであり、当該指導の担当教員の所属校と対象児童生徒の在籍校の設置者が異なる場合には、必要に応じて当該設置者間において適切な事務処理を行うこと。
 - ウ 特別の教育課程に基づく教育の必要性の有無について、それぞれ関係の告示や通知等を参 照の上、専門的な知見を活用しつつ、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。また、その 際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の基準となった資料等を適切に管 理・保存するなど、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会と連 携すること。
 - エ 障害のある児童生徒については、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)(平成25年10月4日付け文科初第756号)」等の通知、文部科学省作成の「教育支援資料」等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。
 - オ 通級による指導を受ける児童生徒については、近年の傾向から引き続きその増加が見込まれることから、専門性のある担当教員を確実に養成するため、研修の内容及び日数の充実や、新たに通級による指導を担当する教員が着任前にも必要な研修を受けられるようにするなど実施時期の見直し等について検討願いたいこと。
 - カ 日本語に通じない児童生徒については、特別の教育課程に基づく教育を行うべきかの判断 について、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA (Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language)」(平成26年1月文部科学 省初等中等教育局国際教育課)等の日本語の能力の測定手法等を参考に、客観的かつ円滑に 適切な判断を行うこと。

2. いわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項の補足説明

①特別の教育課程に係る告示及び通知等について

1 で示した留意事項に示された「特別の教育課程に基づく教育の必要性の有無について、それぞれ関係の告示や通知等を参照の上、専門的な知見を活用しつつ、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。」に係る告示や通知等は、別添資料のとおりですので改めて御確認ください。

②基礎定数の算定対象となる児童生徒について

義務教育費国庫負担金の算定に必要な定数については、当該年度の5月1日現在の児童生徒数等を踏まえて、義務標準法の規定に基づき算定することとしています。

このため、「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に当たっても、<u>当該年度の5月1日に当該学校に在籍する児童生徒であって、特別の教</u>育課程による指導を受けている者の数に基づいて算定することとなります。

ただし、「通級による指導」や「日本語指導」については、児童生徒の実態に応じて、例えば5月中旬を開始時期として年間10単位時間(月に1回程度)の指導を受ける場合も考えられます。このため、<u>当該年度の5月1日に当該学校に在籍する児童生徒について、その児童生徒に対する指導が5月2日以降に開始されるものであっても、5月1日以前に特別の教育課程の届出がなされている場合には、基礎定数の算定対象</u>とします。

③基礎定数の算定対象となる児童生徒に係る根拠資料としての「特別の教育課程」 の届出に必要な記載事項及びその文書保存年限について

「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の対象となる児童生徒に対する特別の指導に関しては、該当する児童生徒が在籍する学校長から学校設置者の教育委員会に対して、当該児童生徒に係る<u>「特別の教育課程」の届出がな</u>されており、一般的にはこの届出が、基礎定数算定の根拠資料になるものです。

(「特別の教育課程」の届出に必要な記載事項について)

「特別の教育課程」の<u>届出様式については、学校設置者によって様々な様式となっていますが、基礎定数算定の根拠資料とする上では、少なくとも次の事項が</u>記載されている必要があります。

<基礎定数の算定に際し、「特別の教育課程」の届出に必要な記載事項>

- ア) 届出日
- イ)対象者(氏名、学年)
- ウ) 指導時数(指導教科等、週又は月当たりの指導時数及び年間の総指導時数)
- エ)指導期間(指導を開始する年月日、指導を終了する予定年月日)
- オ) 指導内容(年間の指導目標や指導計画の概要、通級による指導の場合は障害の種類や程度、日本語指導の場合は日本語の学習段階、日本語指導のプログラム内容など)
- カ) 指導形態(別室等で受けるグループ指導や個別指導など、また他校における指導の場合はその旨を記載。)
- キ) 指導教員等
 - (※)「通級による指導」に係る記載事項は、個別の指導計画を踏まえたものにしてください。
 - (※)「日本語指導」に係る「特別の教育課程」の届出様式(例)については、別添資料を参考にしてください。

(届け出られた「特別の教育課程」の文書保存年限について)

上記2②で述べたとおり、「通級による指導」及び「日本語指導」に係る<u>基礎定数を含め義務標準法の規定に基づき算定された定数によって、義務教育費国庫負</u>担金が算定されることとなっています。

このため、「通級による指導」及び「日本語指導」に関して届け出られた「特別の教育課程」が、義務教育費国庫負担金算定の際の根拠資料となりますので、各都道府県・指定都市の教育委員会におかれては、額の確定後5年間(額の確定を行った年度の翌年度が文書保存の起点となるため、「特別の教育課程」の届出がなされてから概ね7年程度)保存していただくようお願いいたします。(会計法第30条及び地方自治法第236条第1項、文部科学省行政文書管理規則等)

その際、各都道府県教育委員会におかれては、各学校から学校設置者の教育委員会に届け出られた「特別の教育課程」の原本の写し又はこれに相当する文書(電磁的記録を含む)等を、各指定都市教育委員会におかれては、各学校から届け出られた「特別の教育課程」の原本あるいはその写し又はこれらに相当する文書(電磁的記録を含む)等を保存していただくようお願いいたします。

3. 本取扱いの適用時期について

(上記2②「基礎定数の算定対象となる児童生徒について」)

また、<u>上記2</u>②で示した基礎定数の算定対象となる児童生徒の取扱いについては、令和3年度から適用することとします。

なお、平成29年度から令和元年度までの定数算定については、各都道府県・ 指定都市の教育委員会の従前の取扱いによるものとし、令和2年度については、 従前の取扱い又は上記2②で示した取扱いのどちらでも構わないこととします。

(上記23)「基礎定数の算定対象となる児童生徒に係る根拠資料としての「特別の 教育課程」の届出に必要な記載事項及びその文書保存年限について」)

上記2③において「<u>特別の教育課程」の届出に必要な記載事項</u>を示したところですが、この取扱いについても令和3年度から適用することとします。

このことを踏まえ、<u>各都道府県教育委員会におかれては、当該学校の設置者の教育委員会に対し、必要に応じて、届出様式の見直しや根拠資料の保存年限の見</u>直しをしていただくよう、指導助言願います。

また、<u>各指定都市教育委員会</u>におかれても、<u>必要に応じて、届出様式の見直し</u> や根拠資料の保存年限の見直しを実施していただくようお願いいたします。

なお、平成29年度から令和2年度までの根拠となる資料については、上記2 ③で示した全ての事項が記載されていない場合であっても、対象となる児童生徒が客観的に特定できる資料であれば差し支えないものとします。

4. その他の留意事項

①障害のある児童生徒については、特別支援学級又は「通級による指導」のいずれ において教育を行うべきかの判断について

「障害のある児童生徒については、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断」については、上記1で示した留意事項において、「関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)(平成25年10月4日付け文科初第756号)」等の通知、文部科学省作成の「教育支援資料」等を参考に、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。」としております。

(特別支援学級と「通級による指導」の仕組みの違いと実態)

特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じて当該学級において活動することを前提として編制される「学級」で、障害のある児童生徒の実態を考慮して、1学級の児童生徒数の上限を8人として学級編制する仕組みであり、通常の学級より手厚い指導体制になっています。

一方で「<u>通級による指導」は、障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、週8コマまでを標準として別室等で特別の指導を受ける仕組み</u>で、<u>児童生</u>

徒13人につき教員1人を算定する仕組みになっています。

近年、各学校において積極的に「交流及び共同学習」に取り組んでいただく中で、障害のある児童生徒が、特別支援学級に在籍して通常の学級で「交流及び共同学習」による指導を受ける場合と、通常の学級に在籍して「通級による指導」を受ける場合との違いが不明確になっている実態が見られるところです。

(特別支援学級に在籍して通常の学級で「交流及び共同学習」による指導を受ける場合と通常の学級に在籍して「通級による指導」を受ける場合の基本的な考え方)

「通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)平成4年3月30日通級学級に関する調査研究協力者会議)」において示されていますが、特別支援学級に在籍する児童生徒は、主として特別支援学級の指導を受けていることを前提としたうえで一部について「交流及び共同学習」による指導を受けるものであり、通常の学級に在籍しながら一部について特別の指導を受ける「通級による指導」とは、対象となる児童生徒の障害の程度や指導体制等が異なるものです。

また、「<u>交流及び共同学習」の推進に当たっては</u>、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について(依頼)」(平成30年2月8日付け29初特支第33号)において、各都道府県・指定都市教育委員会の指導事務担当課長宛に、次の点について各学校等に対して指導助言いただくよう依頼しています。

- <u>・単発の交流機会を設けるのみにとどまらず、年間を通じて計画的に取り組む</u>こと。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまらず、児童生徒等が主体的に 取り組む活動とすること。
- ・交流及び共同学習を行う授業中の活動だけで終わらせないよう、児童生徒等 に対する十分な事前学習及び事後学習を実施すること。

これらのことを踏まえると、前述したとおり、<u>障害のある児童生徒が、特別支援学級に在籍しているにもかかわらず、特別支援学級の担当教員等の協力による指導などの必要な指導体制を整えないまま、通常の学級における「交流及び共同学習」として指導を受けることが継続するような状況</u>は、実質的には、<u>通常の学級に在籍して「通級による指導」を受ける状況と変わらず、当該児童生徒が必要な支援を受けていない不適切な状況と考えています。</u>

(障害のある児童生徒については、特別支援学級又は「通級による指導」のいずれ において教育を行うべきかの判断について)

以上の点を踏まえて、<u>障害のある児童生徒について、特別支援学級又は「通級</u>による指導」のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、上記に示した 留意事項を参考に、各学校において、<u>児童生徒の障害の程度等の実情を踏まえながら適切な学びの場の選択</u>がなされるよう、各都道府県教育委員会におかれては、学校の設置者の教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、指導助言願います。

(参考)

- ●通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)(抄)(平成4年3月30日通級学級に関する調査研究協力者会議)
 - II 通級の概念規定
 - 1 通級の概念

本協力者会議が検討を開始した当時、「通級」の概念は必ずしも一定しておらず、検討を行うためにも、その概念規定を確定しておく必要があった。

「通級」の概念を規定する際、2つの観点からこれを見ることが可能である。1つは児童生徒の籍の所在という「形式」であり、もう1つは、主として通常の学級でどれだけの時間、指導を受けているかという指導の「実質」である。本協力者会議では、心身障害児に対する有効な教育の形態の1つとして、「通級」による指導を充実していくという立場から、指事の在り方ないし指導の「実質」に着目して、その概念を規定することが適当であると考えた。

こうした観点から、本協力者会議においては、「通級」とは、「各教科等の授業は主として通常の学級で受けながら、心身の障害の状態等に応じた特別の指導を特殊学級又は特別の指導の場(以下「特殊学級等」という。)で受けること」として検討することとした。

2 通級と交流

小・中学校における特殊教育の形態に関し、「交流」という語が使用されることがある。 これは、一般的には、主として特殊学級で指導を受けながら、一部について通常の学級 の児童生徒と共に指導を受けることを意味する。このような交流教育は、児童生徒が通常 の学級と特殊学級の双方で指導を受けるという点では、通級に類似しているが、交流の場 合は、主として特殊学級で指導を受けていること、また、これは特殊学級の児童生徒の経 験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるとともに、障害のない児童生徒の心 身障害児に対する理解認識を深めることをねらいとして行われているものであることな ど、通級とはその教育の形態、目的を異にするものであり、「固定式」の特殊学級における 指導の一形態ないし指導方法の1つと考えることが適切である。

- ●「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について (依頼)」(平成30年2月8日付け29初特支第33号)(抄)
 - 1 交流及び共同学習の推進
 - (1) 管下の学校に対する取組の普及促進

文部科学省の「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」を実施している学校など交流及び共同学習に関する先進的な学校の取組を管下の学校に普及することなどにより、管下の全ての学校において、報告の趣旨を踏まえた取組が継続的に行われるよう、取組の推進を図ること。その際、各学校における取組の充実に向けて、以下の観点を踏まえた必要な指導、助言等を行うこと。

- ・単発の交流機会を設けるのみにとどまらず、年間を通じて計画的に取り組むこと。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまらず、児童生徒等が主体的に取り組む 活動とすること。
- ・交流及び共同学習を行う授業中の活動だけで終わらせないよう、児童生徒等に対する 十分な事前学習及び事後学習を実施すること。

②各種調査における対象児童生徒数と基礎定数の算定対象となる児童生徒数との 数値の整合性について

「通級による指導」及び「日本語指導」に係る<u>基礎定数の対象となる児童生徒数は、特別支援教育課が毎年実施する「通級による指導実施状況調査」及び男女共同参画共生社会学習・安全課が隔年で実施する「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」で報告いただく対象児童生徒数と原則一致</u>する必要があります。

ついては、これらの調査に対する回答を行う場合には、各都道府県・指定都市 教育委員会の調査回答を行う担当課と義務教育諸学校教職員定数担当課の双方で 確認の上、数値に不整合がないよう報告願います。

(定数算定に関すること)

初等中等教育局財務課定数企画係

担当 小宮山、福島、仲西、西村

電話 03-5253-4111 (2038)

e-mail teisu@mext.go.jp

(「通級による指導」に関すること)

初等中等教育局特別支援教育課企画調查係

担当 大村、岩本

電話 03-5253-4111 (3193)

e-mail tokubetu@mext.go.jp

(「日本語指導」に関すること)

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課日本語指導係

担当一入川、高橋

電話 03-5253-4111 (2035)

e-mail nihongo-shidou@mext.go.jp

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県において通級による指導を行う場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱及び第6条に規定する通級指導教室設置要領において、次の表の右欄に掲げる事項は、それぞれ同表の左欄のように略称する。

る事頃は、それぞれ同表の左欄のように略称する。	
左 欄	右欄
通 級 による指 導	小学校又は中学校、義務教育学校等(以下「小学校等」という。)の 通常の学級に在籍する、障がいにより一部特別な支援を必要とする 児童生徒に対して、障がいの状態に応じて行われる特別の指導
通級指導教室	通級による指導を行う特別の指導の場
対象児童生徒	通級による指導の対象となる児童生徒
通級児童生徒	現に通級による指導を受けている児童生徒
施行規則	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)
在 学 校	通級児童生徒が在籍する小学校等
通級指導校	通級児童生徒に対し通級による指導を行う指導者(以下「通級担当 教員」という)が勤務する小学校等
特別支援学校	小学校等の通級児童生徒に対し通級による指導を行う県立の聴覚 障がい者・視覚障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別 支援学校
自校通級指導	在学校において行われる通級による指導(次条第1号の場合)
他校通級指導	同一市町村内の他の通級指導校において行われる通級による指導 (次条第2号の場合)
巡回通級指導	同一市町村内の通級担当教員が、通級児童生徒の在学校において 訪問により行う指導(次条第3号の場合)
他市町村他校通級 指導	他市町村の通級指導校において行われる通級による指導(次条第4 号の場合)
他市町村巡回通級 指導	他市町村の通級担当教員が、通級児童生徒の在学校において訪問 により行う指導(次条第5号の場合)
県立学校通級指導	特別支援学校において行われる通級による指導(次条第6号の場 合)

(通級による指導の形態)

- 第3条 通級による指導の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 通級児童生徒が在学校の通級指導教室に通級する場合
 - (2) 通級児童生徒が同一市町村内の通級指導校の通級指導教室に通級する場合
 - (3) 通級児童生徒が同一市町村内の通級担当教員の訪問により在学校で指導を受ける場合
 - (4) 通級児童生徒が他市町村の通級指導校の通級指導教室に通級する場合
 - (5) 通級児童生徒が他市町村の通級担当教員の訪問により在学校で指導を受ける場合
 - (6) 通級児童生徒が特別支援学校の小学部又は中学部での他校通級指導または巡回通級 指導を受ける場合

(対象児童生徒)

- 第4条 対象児童生徒とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、障がいの状態に応じた特別 の指導を行うことを必要とする者とする。
 - (1) 言語障がい者
 - (2) 自閉症者
 - (3) 情緒障がい者
 - (4) 弱視者
 - (5) 難聴者
 - (6) 学習障がい者
 - (7) 注意欠如多動性障がい者
 - (8) その他、障がいのある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当な者

(通級児童生徒の判断及び教育支援)

- 第5条 通級児童生徒の判断については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)及び障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~(令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)に定めるところによる。
- 2 通級児童生徒の判断に当たっては、児童生徒の障がいの状態及び特性等を考慮するととも に、障がいの状態の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うよう配慮するものとする。
- 3 前2項の場合においては、市町村教育委員会は市町村教育支援委員会等の意見を必要に応じて聴取するものとする。
- 4 通級児童生徒に対して適切な指導を行うために、在学校は、個別の教育支援計画及び個別 の指導計画を作成する。
- 5 通級による指導を実施するに当たっては、通級担当教員が通級児童生徒の在籍学級の担任教員等との間で、相互に定期的な情報交換又は助言を行うなど、両者の連携協力が図られ

るよう十分に配慮するものとする。

(通級指導教室の運用)

第6条 通級指導教室の運用については、県教育委員会が小・中・義務教育学校における通級 指導教室実施要領により別に定める。

(自校通級指導の実施)

- 第7条 在学校の校長は、自校通級指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、 当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成について検討したうえで、その旨を通知するもの とする。
- 2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第5条に定めるところに従い通級による 指導を行うことが適当かどうかを判断し、在学校の校長に通知するものとする。

(同一市町村内での他校及び巡回通級指導の実施)

- 第8条 市町村教育委員会は、管内の他校通級指導受け入れ校及び巡回通級指導校について 調整を行っておくものとする。
- 2 在学校の校長は、同一市町村内の通級指導校による他校通級指導又は巡回通級指導を行 う必要があるときは、当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成について検討したうえで、市 町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第5条に定めるところに従い通級による 指導を行うことが適当かどうかを判断し、在学校の校長及び通級指導校の校長に通知するも のとする。就学予定者についても同様とする。
- 4 前項の場合において、通級指導校は、他校又は巡回通級指導の要請に対して積極的に協力 するものとする。

(他市町村での他校及び巡回通級指導の実施)

- 第9条 市町村教育委員会は、他市町村教育委員会に設置されている通級指導教室の活用について、近隣の市町村教育委員会と調整を行っておくものとする。
- 2 在学校の校長は、他市町村の通級指導校による他校又は巡回通級指導を行う必要がある ときは、市町村教育委員会に対し、当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成について検討 したうえで、その旨を通知するものとする。
- 3 市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第5条に定めるところに従い通級による 指導を行うことが適当かどうかを判断するものとする。
- 4 前項の場合において他市町村の通級指導校による他校又は巡回通級指導を行うことが適当と認めるときは、市町村教育委員会は、通級児童生徒の特別の教育課程についてあらかじめ他市町村教育委員会と協議するものとする。
- 5 市町村教育委員会は、前項の協議が整ったときは、在学校の校長及び他市町村教育委員

会に対し、通級による指導を実施する旨及び通級児童生徒の氏名及び通級指導校等を通知 するものとする。就学予定者についても同様とする。

- 6 他市町村教育委員会は、前項の通知を受けたときは、通級指導校の校長に対し通級による 指導を実施する旨及び通級児童生徒の氏名及び在学校等を通知するものとする。
- 7 前項の場合において、通級指導校は、他校又は巡回通級指導の要請に対して積極的に協力するものとする。

(巡回通級指導の運用)

- 第10条 市町村教育委員会は、巡回通級指導を行う通級担当教員の身分の保障を行うものと する。
- 2 巡回通級指導を行う通級担当教員の旅費は、通級指導校の配分内旅費で支出するが、不足分については、教育事務所へ追加配分を申請できるものとする。
- 3 巡回通級指導を受ける在学校においては、教室や教材等の環境整備や校内体制を整えるものとする。

(特別の教育課程)

- 第11条 通級による指導を行う場合の教育課程は、施行規則第73条の21第1項に規定する特別の教育課程によるものとする。この場合においては、通級児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、小・中学校等の正規の教育課程に加え又はその一部に替えることができる。
- 2 前項の場合においては、在学校の校長は、通級児童生徒が他校通級指導による通級指導 校及び通級による指導を行う特別支援学校において受けた授業を、在学校における特別の教 育課程に係る授業とみなすことができるものとする。
- 3 市町村教育委員会は、通級児童生徒に係る特別の教育課程を、県教育委員会に届けるものとする。

(特別の指導)

- 第12条 前条第1項に規定する特別の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的としたものとし、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として、自立活動に相当する指導を実施するものとする。
- 2 前項の特別の指導を行う場合において、特に必要があるときは児童生徒の障がいの状態に 応じ、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができる。その場合、各教科の内容の定 着を目的とした補充的な指導とならないように十分留意すること。
- 3 前2項に規定する特別の指導の授業時数は、次によるものとし、児童生徒の障がいの状態を 十分考慮して、負担過重とならないよう配慮するものとする。
 - (I) 学習障がい及び注意欠如多動性障がい以外の障がい種 年間35単位時間から280単位時間まで(週にI単位時間から8単位時間まで)を標準 とする。

(2) 学習障がい及び注意欠如多動性障がいの児童生徒について

年間 I O 単位時間 (月に I 単位時間程度) から280単位時間 (週に8単位時間程度) までを標準とする。

(自校通級指導の終了)

- 第13条 在学校の校長は、自校通級指導を行う必要がなくなったと判断するときは、市町村教育委員会に対しその旨を通知するものとする。
- 2 市町村教育委員会は、前項の規定による通知を受けた児童生徒について、通級による指導 を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学校の校長に対しその旨を通知するもの とする。
- 3 前項の場合においては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村教育支援委員会等の意見 を必要に応じて聴取するものとする。

(他校及び巡回通級指導等の終了)

- 第14条 在学校の校長は、通級指導校の校長の意見を聞いた上で、他校又は巡回通級指導及び他市町村の他校又は巡回通級指導を行う必要がなくなったと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童生徒について、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学校の校長、通級指導校の校長、(他市町村(他校又は巡回)通級指導の場合にあっては、他市町村教育委員会)に対し、その旨通知するものとする。
- 3 前項の場合においては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村教育支援委員会等の意見を必要に応じて聴取するものとする。

(指導記録等)

- 第15条 通級による指導を行う学校(第3条各号に掲げる在学校、通級指導校、特別支援学校)は、通級による指導の記録を作成し、通級児童生徒の氏名、在学校名、通級による指導に係る週当たりの授業時数及び指導期間等を記載し、適正に管理するものとする。
- 2 他校及び巡回通級指導、他市町村(他校又は巡回)通級指導又は特別支援学校の通級指導の場合にあっては、通級指導校及び特別支援学校の校長は、前条の指導の記録の写しを 年度ごと又は通級による指導の終了後速やかに、在学校の校長に通知するものとする。
- 3 在学校は、第1項の指導の記録(前項の指導の記録の写しを含む。)に基づき、通級児童生徒に係る指導要録の様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級指導校名、通級による指導の週当たりの授業時数及び指導期間、通級による指導の内容、指導の成果について記載するものとする。

ただし、通級による指導に関する記載すべき事項を個別の指導計画に記入している場合は、 その写しを指導要録の様式に添付することで指導要録の記入に替えることも可能とする。 (その他)

第16条 この要綱及び第6条に規定する小・中・義務教育学校における通級指導教室実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

- この要綱の一部を改正する要綱は、平成 | 8年4月 | 日から施行する。 附 則
- この要綱の一部を改正する要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱の一部を改正する要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱の一部を改正する要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱の一部を改正する要綱は、令和6年4月1日から施行する。